

仕様書

1. 件名

神戸の技能職者の優れた技能「神技（かみわざ）」の魅力発信のための写真展企画・運営等業務

2. 委託契約期間

契約締結日の翌日～平成31年3月29日（金）

3. 事業概要

（1）趣旨

永年の経験と熟練により技能を修得した技能職者は、手仕事を主体としたものづくりやサービス提供の担い手として、神戸の産業、市民生活の基礎をなす重要な役割を担っている。過去から創意工夫を重ねながら受け継がれてきた技能は、生活の知恵の結晶であり、神戸の貴重な財産である。

そのような神戸の技能職者の優れた技能「神技（かみわざ）」の魅力について多くの人々に知ってもらい「きっかけ」をつくることを目的に、平成29年度に技能職者の魅力を詰め合わせた写真集及び撮影した写真を活用し長さの異なる3つの動画（30秒・3分・10分）を制作した。

このたび、昨年度撮影した写真、制作した動画を活用し、写真展等を開催することで「神技（かみわざ）」の魅力を広く市民に発信する。

（2）業務内容

技能職者の魅力を発信するための写真展等の企画・設営・運営。企画（デザインの提案等）・男女活躍勤労課との打合せ・写真展開催にあたる設営・運営・撤収作業など本写真展等の開催に必要な全ての内容を含む。詳細は、以下のとおりとする。

①写真展の企画の提案及び協議

- ・写真展の内容については、男女活躍勤労課が提示する以下の条件に基づき、受託者が企画を行い、提案すること。なお、契約後は適時、男女活躍勤労課と企画会議を開催し、協議のうえ、決定するものとする。
- ・写真展は昨年度制作した写真集の制作趣旨に沿った企画とすること。
- ・写真展は、単なる技能職者の紹介に終わることなく、市民が「神戸の技能職者の優れた技能『神技』＝かっこいい」、「神戸の技能職者の『神技』は凄い」、「『神技』を持つ技能職者につくってもらいたい」と感じる内容にすること。
- ・各写真展に、タイトルの「神技」を効果的に取り入れること。
- ・写真展で使用する写真は、原則、男女活躍勤労課が提供する昨年度写真集制作時に撮影した写真を使用するものとする。提供した写真の明るさなどの調整は事業趣旨に沿う範囲で認めるものとする。
- ・各写真展では、写真集で紹介したすべての技能職者に関する内容を紹介すること。
- ・写真集に使用した写真のほかに、各技能職者の「手」、「道具」、「作業風景」、「技能職者がつくったもの（完成品）」など、提供することは可能。
- ・写真集の現物を展示する場合は男女活躍勤労課から貸与する。
- ・昨年度制作した動画は、受託者からの申し出により男女活躍勤労課より提供する。
- ・写真集に記載している各職種の信条やこだわりの一言を写真展に使用してもよい。

②技能職者への取材及び撮影

- ・神戸市が提供する写真及び動画の他に、写真展等に使用するために、技能職者への取材及び撮影を必要とする場合は、男女活躍勤労課が認める場合のみ取材及び撮影を許可する。
- ・取材及び撮影にかかる経費は、受託者が負担する。
- ・取材する技能職者の選定、取材及び撮影の日程と場所については、男女活躍勤労課と協議のうえ、決定する。

③写真展等の企画

- ・写真展等の企画は、男女活躍勤労課と3回程度の内容確認及び修正指示の機会を設ける。
- ・神戸市から提供する写真及び動画の他、イラスト等を使用する場合は、受託者は、著作権等に関する調整を行い、写真展等で発信することの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で料金を支払う。

④写真展の開催

- ・以下の i) から ii) の写真展は必ず男女活躍勤労課が指定する日時に実施しなければならない。
 - i) 技能グランプリ&フェスタ2018（平成30年10月27日（土）・28日（日））
⇒詳細は、別紙①「技能グランプリ&フェスタについて」を参照すること。
 - ii) さんちか夢広場（平成30年11月2日（金）から5日（月））
⇒詳細は、別紙②「さんちか夢広場について」を参照すること。
- ・神戸市が指定する写真展の開催場所の使用許可、会場使用料の支払は、男女活躍勤労課が行う。
- ・写真展の開催にあたり、安全面や備品の盗難の恐れがある場合等、常時立会いが必要と男女活躍勤労課が判断した場合は受託者の責任において必要な人員を確保しなければならない。
- ・映像等を使用する場合は、必要な機材等は受託者の費用で調達し、基本的な会場使用料以外に別途追加で必要な費用が発生した場合は、受託者が負担する。
- ・写真展終了後は、個人情報に配慮し、廃棄を行うこと。なお、男女活躍勤労課が別に必要とした資料については、廃棄せず、男女活躍勤労課へ譲渡するものとする。
- ・写真展の設営・撤去にあたっては、会場に傷をつけることがないように配慮し、撤去後は必ず受託者の責任で現状復旧すること。
- ・設営前、設営後、撤去後の写真を全方位より10枚程度撮影し、男女活躍勤労課へ報告すること。

⑤その他魅力発信事業の提案

- ・上記記載の写真展以外に、写真集や撮影した写真、制作した動画を活用して、事業趣旨に沿った効果的な魅力発信事業の企画（別会場での写真展の開催を含む）を提案すること。
- ・提案した魅力発信事業は、委託期間内に実施するものとする。
- ・実施にあたっての一切の費用は受託者が負担する。

⑥著作権

- ・本写真展等及びその他魅力発信事業で使用した素材の著作権については、神戸市に帰属するものとする。

4. 委託業務の履行場所、作業場所等

- ・打合せ等については、男女活躍勤労課にて行う。
- ・取材、撮影については、各技能職者の職場または作業現場で行う。
- ・上記以外の業務については、受託者の事務所にて行う。

5. その他

- ・受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合には、その都度男女活躍勤労課と受託者で協議のうえ処理するものとする。